

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 6 号

令和7年（2025年）12月22日（月）（第6日）

吹田市議会会議録 6 号

令和7年11月定例会

○ 議事日程

令和7年12月22日 午前10時開議

- 1 議案第88号 吹田市旅費条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第90号 吹田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第91号 吹田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第98号 調停条項案の受諾について
- 5 議案第100号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について
- 6 議案第101号 吹田市津雲台市民ホールの指定管理者の指定について
- 7 議案第102号 吹田市高野台市民ホールの指定管理者の指定について
- 8 議案第103号 吹田市佐竹台市民ホールの指定管理者の指定について
- 9 議案第104号 吹田市桃山台市民ホールの指定管理者の指定について
- 10 議案第105号 吹田市青山台市民ホールの指定管理者の指定について
- 11 議案第106号 吹田市古江台市民ホールの指定管理者の指定について
- 12 議案第107号 吹田市竹見台市民ホールの指定管理者の指定について
- 13 議案第108号 吹田市立内本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 14 議案第109号 吹田市立亥の子谷コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 15 議案第110号 吹田市立千一コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 16 議案第111号 吹田市立千里山コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 17 議案第112号 吹田歴史文化まちづくりセンターの指定管理者の指定について
- 18 議案第113号 吹田市立武道館の指定管理者の指定について
- 19 議案第114号 吹田市立総合運動場の指定管理者の指定について
- 20 議案第115号 吹田市花とみどりの情報センターの指定管理者の指定について
- 21 議案第116号 地方独立行政法人市立吹田市民病院第4期中期目標の策定について
- 22 議案第118号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第4号）
議案第119号 令和7年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第120号 令和7年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）
- 23 議案第121号 吹田市一般職の職員の給与に関する条例及び吹田市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第122号 吹田市特別職の職員の給与に関する条例及び吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第123号 吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第92号 吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事（建築工事）請負契約の締結について
- 26 議案第93号 吹田市破碎選別工場等改修工事（建築工事）請負契約の一部変更について
議案第94号 旧市営岸部北住宅解体撤去工事請負契約の一部変更について

- 議案第95号 上の川上面整備工事請負契約の一部変更について
議案第96号 佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その2）請負契約の一部変更について
議案第97号 重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）請負契約の一部変更について
- 27 議案第124号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第5号）
議案第125号 令和7年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第126号 令和7年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第1号）
28 議案第127号 令和7年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第128号 令和7年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第129号 令和7年度吹田市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第130号 令和7年度吹田市下水道事業会計補正予算（第1号）
29 議案第131号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第6号）
30 市会議案第23号 「日本国国章損壊罪」の新設を求める意見書

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出 席 議 員 34 名

1番	益 田 洋 平	2番	梶 川 文 代
3番	五 十 川 有 香	4番	西 岡 友 和
5番	久 保 直 子	7番	石 川 勝
8番	後 藤 恭 平	9番	中 西 勇 太
10番	玉 井 美 樹 子	11番	山 根 建 人
12番	村 口 久 美 子	13番	後 藤 久 美 子
14番	川 田 尚	15番	江 口 札 四 郎
17番	浜 川 剛	18番	井 上 真 佐 美
19番	野 田 泰 弘	20番	竹 村 博 之
21番	塩 見 み ゆ き	22番	柿 原 真 生
23番	清 水 亮 佑	24番	今 西 洋 治
25番	林 恭 広	26番	澤 田 直 己
27番	白 石 透	28番	有 澤 由 真
29番	矢 野 伸 一 郎	30番	小 北 一 美
31番	橋 本 潤	32番	乾
33番	高 村 将 敏	34番	井 口 直 美
35番	泉 井 智 弘	36番	藤 木 栄 亮

○ 欠 席 議 員 0 名

○出席説明員

市長	後藤	圭二	副市長	春藤	尚久
副市長	辰谷	義明	危機管理監	岡田	貴樹
総務部長	山下	栄治	行政経営部長	今峰	みちの
税務部長	中村	大介	市民部長	大山	達也
都市魅力部長	脇寺	一郎	児童部長	道場	久明
福祉部長	梅森	徳晃	健康医療部長	岡松	道哉
保健所長	松林	恵介	環境部長	道澤	宏行
都市計画部長	清水	康司	土木部長	真壁	賢治
下水道部長	愛甲	栄作	会計管理者	伊藤	さおり
消防長	山田	武史	水道事業管理者職務代理者 水道部長	原田	有紀
理事（子育て支援センター担当）	北澤	直子	理事（公共施設整備担当）	伊藤	登
理事（地域整備担当）	梶崎	浩明	教育長	大江	慶博
学校教育部長	井田	一雄	教育監	植田	聰
地域教育部長	二宮	清之			

○出席事務局職員

局長	岡本	太郎	参事官	守田	祐介
参考人	東貴一		主幹	森岡	伸夫
主幹	辻一本	征志	主査	吉原	大喜
書記	中川	晃希			

（午前10時 開議）

○矢野伸一郎議長 ただいまから11月定例会を再開し、

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は34名であります、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてありますので、それにより御承知願います。

これより議事に入ります。

○矢野伸一郎議長 日程1 議案第88号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託し、御審査願っておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託されました議案第88号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、日当の廃止、宿泊料の算定方法の変更等を行おうとするものであります。

委員からは

- 1 旅費支給に係る事務手続の変更点
- 2 旅費のキャッシュレス決済や旅行代理店の利用状況
- 3 割引乗車券の使用の可否
- 4 他市における鉄道の特別車両の利用状況
- 5 法施行が本年4月にもかかわらず、提案が今定例会となった理由

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第88号を原案のとおり承認しました。

以上、報告終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたしま

す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第88号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましたとしても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程2 議案第90号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願っておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託されました議案第90号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、道路占用料の改定等を行おうとするものであります。

委員からは、

- 1 本市における自動運行補助施設の設置状況
- 2 改定後の単価の増減が占用物件により異なる理由
- 3 還付事例がない中で還付規定を新設する理由
- 4 道路占用料の今後の見直し予定
- 5 未払いを防止するための現在の確認体制
- 6 府道と市道の交差点における徴収の考え方

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第90号を原案のとおり承認しました。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第90号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。

委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案どおり可決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程3 議案第91号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願つておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託されました議案第91号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、公園の占用の許可に係る使用料の改定等を行おうとするものであります。

委員からは、

- 1 Park-PFIで設置された収益施設に対して公園占用料を徴収しない理由
 - 2 公園占用料の還付事例の有無
 - 3 公園占用料の今後の見直し予定
 - 4 他市における公園占用料の設定根拠
 - 5 市外在住者が通勤・通学時に本市の公園を通行することに対する市の考え方
- などについて質問がありました。
- 以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第91号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第91号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案どおり可決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程4 議案第98号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託し、御審査願つておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託されました議案第98号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、本市所有の建物の明渡し義務の存否に係る調停申立事件について、吹田簡易裁判所から提示された調停条項案を受諾しようとするものであります。

委員からは、

- 1 本調停条項案により、当該建物の明渡しが確実に実現できると判断した根拠
- 2 調停に至るまでの申立人との協議の状況
- 3 調停により、本事案の解決を図ることの妥当性

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第98号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたしました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第98号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第98号は可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程5 議案第100号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願つておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託されました議案第100号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、公用車の交通事故について、損害賠償額を決定しようとするものであります。

委員からは、

1 損害賠償額の妥当性

2 事故が起きた当時の状況

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第100号を承認しま

た。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第100号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第100号は可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程6 議案第101号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願つておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託されました議案第101号について、審査をいたしました経過並びに結果を報告いたします。

本案は津雲台市民ホールの指定管理者に、吹田市津雲台市民ホール運営委員会を、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定しようとするものであります。

委員からは

- 1 特性等が異なる複数施設の指定管理者候補者を、同一の選定委員会で選定することの妥当性
- 2 非公募で指定管理者候補者の選定が施設の設置目的を最も効果的に達成できるとする理由
- 3 管理経費の提案額の積算根拠
- 4 施設規模等にかかわらず一律に人員が配置されていることに対する市の認識

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

- 5 施設運営を維持可能なものにするため、賃金上昇を見据えた予算を市として積算する必要性
- 6 施設利用の公平性担保を目的とした運用指針等の有無
- 7 施設稼働率向上に資する取組として施設予約システムの導入などデジタル化を推進する可能性などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する賛成意見が1件あり、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第101号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第101号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第101号は可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程7 議案第102号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願つておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会付託されました議案第102号について、審査をいたしましたので報告します。

本案は、高野台市民ホールの指定管理者に、吹田市高野台市民ホール運営委員会を、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定しようとするもの

であります。

委員会での主な質疑項目は、議案第101号 津雲台市民ホールの指定管理者の指定についてと同様であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第102号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第102号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第102号は可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程8 議案第103号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願つておりましたので、その結果について、委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託されました議案第103号について審査をいたしました。報告します。

本案は、佐竹台市民ホールの指定管理者に吹田市佐竹台市民ホール運営委員会を、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定しようとするものであります。

委員会での主な質疑項目は、議案第101号 津雲台市民ホールの指定管理者の指定についてと同様であります。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第103号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたしました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第103号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第103号は可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程9 議案第104号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について、委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託されました議案第104号について、審査をいたしましたので報告をいたします。

本案は、桃山台市民ホールの指定管理者に、吹田市桃山台市民ホール運営委員会を、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定しようとするものであります。

委員会での主な質疑項目は、議案第101号 津雲台市民ホールの指定管理者の指定についてと同様であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第104号を承認しました。

以上で報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたしました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第104号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第104号は可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程10 議案第105号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 文教市民常任委員会に付託されました議案第105号について審査いたしましたので、報告をいたします。

本案は、青山台市民ホールの指定管理者に吹田市青山台市民ホール運営委員会を、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定しようとするものであります。

委員会での主な質疑項目は、議案第101号 津雲台市民ホールの指定管理者に指定についてと同様であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第105号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたしました。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第105号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第105号は可決されました。



意見なしと認め、討論を終わり、議案第106号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第106号は可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程11 議案第106号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願つておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 文教市民常任委員会に付託されました議案第106号について審査をいたしましたので、報告します。

本案は、古江台市民ホールの指定管理者に、吹田市古江台市民ホール運営委員会を、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定しようとするものであります。

委員会での主な質疑項目は、議案第101号 津雲台市民ホールの指定管理者の指定についてと同様であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第106号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○矢野伸一郎議長 次に、日程12 議案第107号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願つておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 文教市民常任委員会に付託されました議案第107号について、審査をいたしましたので報告します。

本案は、竹見台市民ホールの指定管理者に吹田市竹見台市民ホール運営委員会を、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定しようとするものであります。

委員会での主な質疑項目は、議案第101号 津雲台市民ホールの指定管理者の指定についてと同様であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第107号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第107号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第107号は可決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程13 議案第108号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願っておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 文教市民常任委員会に付託されました議案第108号について、審査をいたしましたので報告します。

本案は、内本町コミュニティセンターの指定管理者に吹田市J.R以南コミュニティ協議会を、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定しようとするものであります。

委員からは、

- 1 管理経費の提案額の積算根拠
- 2 施設管理者と意見交換を行い、市が施設の実情に応じた予算を積算する必要性
- 3 賃金上昇率が想定を上回り、施設運営に影響が生じた場合の市の対応
- 4 施設の老朽化に伴う修繕状況
- 5 施設稼働率向上策として駐車場整備を検討する必要性

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する賛成意見が1件あり、続いて採決しましたところ、異議なく議案第108号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第108号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第108号は可決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程14 議案第109号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願っておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 文教市民常任委員会に付託されました議案第109号について、審査をいたしましたので報告をいたします。

本案は、猪子谷コミュニティセンターの指定管理者に吹田市亥の子谷コミュニティ協議会を、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定しようとするものであります。

委員会での主な質疑項目は、議案第108号 内本町コミュニティセンターの指定管理者の指定についてと同様であります。

本案に対する賛成意見が1件あり、続いて採決しましたところ、全員異議なく、議案第109号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第109号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第109号は可決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程15 議案第110号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願つておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 文教市民常任委員会に付託されました議案第110号について、審査をいたしましたので報告をいたします。

本案は、千一コミュニティセンターの指定管理者に吹田市千里コミュニティ協議会を、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定しようとするものであります。

委員会での主な質疑項目は、議案第108号 内本町コミュニティセンターの指定管理者の指定についてと同様であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第110号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第110号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましたが異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第110号は可決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程16 議案第111号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願つておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 文教市民常任委員会に付託されました議案第111号について、審査をいたしましたので報告をします。

本案は、千里山地区民センターの指定管理者に千里山コミュニティ協議会を、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定しようとするものであります。

委員会での主な質疑項目は、議案第108号 内本町コミュニティセンターの指定管理者の指定についてと同様であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第111号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第111号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましたが異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第111号は可決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程17 議案第112号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願つております。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

したので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 文教市民常任委員会に付託されました議案第112号について、審査をいたしましたので報告をいたします。

本案は、吹田歴史文化まちづくりセンターの指定管理者に、特定非営利活動法人吹田歴史文化まちづくり協議会を、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定しようとするものであります。

委員からは、

1 施設の特性に合わせた最適な選定委員会委員の選任

2 管理経費の提案額の積算根拠

3 管理経費に含まれる修繕費の金額の妥当性

4 施設の管理運営に実績のある市民団体のみの応募が続いている状況において、公募による選定を継続することの是非

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対して賛成意見が1件あり、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第112号を承認しました。

以上で報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第112号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましたが異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第112号は可決されました。

題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願っておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 文教市民常任委員会に付託されました議案第113号について、審査をいたしました経過並びに結果を報告をいたします。

本案は、武道館の指定管理者に南海ビルサービス株式会社を、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定しようとするものであります。

委員からは、

1 管理経費の提案額の積算根拠

2 複数の事業者からの応募を促す方策の検討

3 指定管理者候補者の事業実績に対する市の認識

4 指導の質の確保に向け、スポーツ資格を有する指導員の雇用状況を確認する必要性

5 専門的な知識を要する施設管理の方法を継承していくための方策

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する賛成意見が1件あり、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第113号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第113号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましたが異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第113号は可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程18 議案第113号を議

○矢野伸一郎議長 次に、日程19 議案第114号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願つておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 文教市民常任委員会に付託されました議案第114号について、審査をいたしましたので報告します。

本案は、総合運動場の指定管理者に南海ビルサービス株式会社を、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定しようとするものであります。

委員からは、

- 1 管理経費の提案額の積算根拠
- 2 前定例会における債務負担行為の限度額の減額修正による影響
- 3 説明会には多数の事業者が参加したにもかかわらず、応募が1者となった要因
- 4 複数の事業者からの応募を促す方策の検討
- 5 指定管理者候補者の事業実績に対する市の認識
- 6 専門的な知識を要する施設管理の方法を継承していくための方策

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第114号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第114号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員

長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第114号は可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程20 議案第115号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願つておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託されました議案第115号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、花とみどりの情報センターの指定管理者に株式会社日比谷アメニスを、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定しようとするものであります。

委員からは、

- 1 複数の事業者に応募してもらうための取組を進める必要性
- 2 現指定管理者による運営の成果及び課題
- 3 選定委員による施設利用状況等の現地調査の有無
- 4 市民参画等によるみどりのまちづくりを推進する施設にもかかわらず、選定委員に施設利用者を加えていない理由
- 5 新規利用者の獲得等の課題解消を図るための柔軟な評価項目の設定
- 6 物価高騰や賃金上昇が見込まれる中、募集要項において管理経費を5年間同額とした理由
- 7 自主事業なしに採算を取ることが困難な管理経費を設定することのはず

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第115号を承認しました。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第115号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第115号は可決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程21 議案第116号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託し、御審査願っておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託されました議案第116号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、地方独立行政法人市立吹田市民病院の第4期中期目標を定めようとするものであります。

委員からは、

- 1 高齢化に伴う医療需要への対応方針
- 2 財務状況の健全化だけでなく、公的な役割を重視した今後の計画策定
- 3 財務状況の分析と経営改善の取組
- 4 患者へのアンケート結果を踏まえた満足度向上に資する取組
- 5 手話通訳者の常時配置など、市主導で合理的配慮を推進する必要性
- 6 国立循環器研究センター以外の近隣病院との連携

7 様々な職種に配慮した職場環境の整備などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第116号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 議案第116号 地方独立行政法人市立吹田市民病院の第4期中期目標の策定について意見を申し上げます。

吹田市手話言語の普及及び障がい者の意思疎通手段の利用を促進する条例に基づき、障がいの特性に応じた合理的配慮の対応に取り組むということが明記をされ、取組の具体化に期待をするところです。目標なので、具体化は計画でとのことですが、目標にも明記をしていただきたいことや、具体的に計画に盛り込んでもらいたいことについて求めておきます。

パブリックコメントでも意見の多かった手話通訳者の配置についてです。

病院が単独での配置が難しいということであれば、目標として示すに当たり、通訳者の派遣ができるよう市内の仕組みを整えることを併せて進めて取り組むべきだというふうに考えます。

しかし、この意見へのお答えについては、市民病院に伝えるとしか示されておらず、合理的配慮の対応に取り組むには具体化していくのが不安が残ります。厚生労働省の調査項目にもなっていますし、吹田市手話言語の普及及び障がい者の意思疎通の手段の利用を促進する条例に基づいて、手話通訳の配置については、計画で具体化をしてください。

次に、福祉保健施策についてです。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

協力、連携ということにとどまっており、市立吹田市民病院として、公立病院の果たす役割について明確に目標として記載をし、市民病院に求めていくことが必要です。

これまでも障がい者の歯科診療など公立病院としての役割を担ってきてはいますが、幾つか求めておきます。

小児救急については、せめて休日の昼間の診療だけでも第4期の間に復活をさせてください。障がいのある人の検診や入院などの受入れについて、感染症など入院に困難を伴う人の診療や入院を積極的に受入れを行うようにしてください。

在宅医療の充実に向けた支援について。在宅療養後方支援病院として、在宅医療を受ける患者が安心して自宅療養を受け続けられるよう、関係機関と緊密に連携し、緊急時の入院先を確保するセーフティネットとしての役割を積極的に果たしてください。

大阪府性犯罪性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携をするため協力病院となることや、北摂の支援センターを目指すなど、具体的に検討をしてください。

いつでも、どんな状況でも、必要な医療が必要なときに受けられるよう、無料低額診療の実施について検討をしてください。

旧市民病院の跡地への対応について。

旧市民病院の跡地の売却について、できるだけ早期としつつも、具体的な目標が示されていません。市が東西道路の計画とかストップをさせているのではないかというところもありますので、市が一旦買戻しをして、地域のまちづくりや今後の学校建て替えや公立施設の建て替えなど、いろいろと先を見越して考えるべきです。市民病院の財政状況を考えるなら、なおさら市の都合でそのままにするべきではないというふうに思いますので、早期な計画となるように求めます。

以上の意見を、今回の第4期中期目標に基づき、第4期中期計画に反映させるように求めて、意見といたします。

○矢野伸一郎議長 以上で討論を終わり、議案第116号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましたとしても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第116号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程22 議案第118号から議案第120号までを一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託されました議案第118号から議案第120号までについて、審査しました経過並びに結果を一括して報告いたします。

議案第118号は、令和7年度一般会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ3,788万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,811億1,248万7,000円に、議案第119号は、令和7年度国民健康保険特別会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ950万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ329億5,277万5,000円にしようとするものが主な内容であります。

また、議案第120号は、令和7年度公共用地先行取得特別会計補正予算案であり、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費として7,370万円を定めようとするものであります。

各分科会での審査の後、本委員会において、本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第118号から議案第120号までを原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第118号から議案第120号までを採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。

委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第118号から議案第120号までは原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程23 議案第121号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託し、御審査願っておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託されました議案第121号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、職員の給与の改定を行おうとするものであります。

委員からは、

- 1 人事院勧告に準拠し、給与を改定する根拠
- 2 同勧告に準拠した額に改定する際の基準額の考え方
- 3 同勧告が引下げとなった過去の改定状況
- 4 初任給調整手当の支給目的
- 5 採用予定職員への改定内容の周知方法
- 6 職員定数に対する充足状況

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する賛成意見が1件あり、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第121号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第121号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第121号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程24 議案第122号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託し、御審査願っておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託されました議案第122号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、市長及び議員の期末手当の改定を行おうとするものであります。

委員からは、

- 1 人事院勧告に準拠した額に改定する際の基準額の考え方
- 2 同勧告に対する近隣市の対応状況

などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する反対意見が1件、賛成意見が1件あり、続いて採決しましたところ、賛成者多数で議案第122号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 議案第122号 吹田市特別職の職員の給与に関する条例及び吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で意見を述べます。

本議案は、人事院勧告に伴い、市長及び市議会議員の期末手当の支給月数を0.05か月分引き上げようとするものです。

しかし、令和6年度一般会計決算において、実質単年度収支が19億円の赤字となっていること、さらに今年度は、今議会に提案をされている補正予算を含めると、財政調整基金129億円のうち約95億円を取り崩すという極めて異例かつ厳しい財政運営を行っている状況にあります。

このように、市の財政が将来への備えである基金に大きく依存せざるを得ない状況下で、市長や議員自身の期末手当を引き上げる判断は、市民に対する説明責任の観点からも適切とは言えません。

来年度の当初予算編成においては、市民サービスの見直しや縮小、市民の皆様へ負担増を検討せざるを得ない可能性があるかもしれません。こうした中で、この条例については、答申を根拠に引き上げることについては、市民感覚との乖離を生じさせると考えます。

報酬審議会の答申は尊重すべきものではありますが、財政状況や市民生活の実態を踏まえ、引上げの時期を見送るという政治判断も必要であると考えます。重ねてではありますが、公選職の報償においては審議会の答申は重要です。ただ、何よりも選挙で市民へ是非を問うべきことがさらに大切であると考えます。

例えば、次回の選挙で市民に問い合わせ、そこではとされた場合に引上げ改定をされるべきとも考えますが、いかがでしょうか。我が会派はそのように考えます。

以上の理由から、金額の多寡を問わず、厳しい財政状況の中での市長及び市議会議員の期末手当を引き上げる本条例案には、我が会派は反対いたします。

○矢野伸一郎議長 21番 塩見議員。

（21番塩見議員登壇）

○21番 塩見みゆき議員 議案第122号 吹田市特別職の職員の給与に関する条例及び市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、会派を代表して意見を述べます。

2025年8月7日に人事院が発出した勧告により、国家公務員の給与改定が行われました。今回の条例改定は、一般職の職員の改定に準じ、市長及び市議会議員の期末手当を0.05月分引き上げようとするものです。人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代替措置として、職員に対し、一般社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に勧告が行われています。

本市は、一般職の職員に準じて、市長及び市議会議員の期末手当の改定が行われてきました。言うまでもなく、社会情勢に適応するため、支給率の改定は引き下がることもあります。

議員の報酬等については、一部会派から第三者機関の判断として、特別職報酬等審議会に諮ることを強く求める意見があったことも踏まえ、議会運営委員会で全会一致して審議会の開催を依頼し、前期2019年と本期2023年の2回、御審議いただいた経過があります。特別職報酬等審議会の答申では、人事院勧告による市長及び議員の期末手当の取扱いについては、一般職の職員の取扱いに準じた内容で行うことが適当であるとしています。よって、今回の提案は、特別職報酬等審議会の考えに沿ったものであり、答申については尊重すべきと考え、本案に賛成をいたします。

○矢野伸一郎議長 以上で討論を終わり、議案第122号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、議案第122号は原案どおり可決されました。



異議なしと認めます。よって、議案第123号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程25 議案第123号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託し、御審査願つておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 過日の本会議におきまして、財政総務常任委員会に付託されました議案第123号について、審査しました経過並びに結果を報告いたします。

本案は、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の改定を行おうとするものであります。

委員からは、

1 会計年度任用職員の配置基準及び一般職の職員数との関連性
などについて質問がありました。

以上が主な質疑項目であります。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第123号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第123号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましたが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○矢野伸一郎議長 次に、日程26 議案第92号から議案第97号までを一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして理事者の説明がありましたので、ただいまから質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。本件については委員会付託を省略し、即決いたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第92号から議案第97号までを採決いたします。

本件について承認いたしましたが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第92号から議案第97号までは可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程27 議案第124号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、理事者の説明がありましたので、ただいまから質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。本件については委員会付託を省略し、即決いたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 議案124号 令和7年度一般会計補正予算（第5号）について意見を述べます。

本補正予算では、人事院勧告に基づき、一般職職員及び会計年度任用職員の給与改定、あわせて市長及び市議会議員の期末手当の増額分が一括して提案されています。

我が会派は、一般職員及び会計年度任用職員の給与の引上げについては賛成をいたしました。市民サービスを最前線で支える職員の処遇改善としての給与アップは理解できるからです。

一方、市長及び市議会議員の期末手当の引上げについては反対の立場を取りました。令和6年度一般会計決算において、実質単年度収支が赤字となり、今年度は財政調整基金を大きく取り崩すなど、将来への備えを削らなくてはいけない財政状況の中で、政治に携わる立場にある市長、議員の報酬を上げることの時期としては慎重であるべきと判断したためです。

もっとも、条例については、既に議会の決議として可決されたところであり、その決定自体を否定するものではありません。しかしながら、今後、同様の議論を行うに当たっては、幾つかの条件や考え方を明確にしておく必要があると考えます。

まず、財政の健全化です。実質単年度収支や財政調整基金の残高など、客観的な財政指標が一定程度改善していることを前提とすべきではないでしょうか。

次に、時期の問題です。来年度は、市民サービスの縮小や御負担をお願いせざるを得ないかもしれない状況で、公選職のボーナスを引き上げることについては、より慎重な判断が求められると考えます。

最後に、自らが決める報酬であるからこそ、その判断理由や時期について、市民の方に説明責任があります。我が会派は、市民の理解が得られないと考えます。

以上の考えの下、市長及び市議会議員の期末手当の引上げについては反対の立場を明確にした上で、しかしながら、本予算には、一般職員及び会計年度任

用職員の給与等の予算も含まれているため、本補正予算については賛成をいたします。

○矢野伸一郎議長 以上で討論を終わり、議案第124号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第124号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程28 議案第125号から議案第130号までを議題といたします。

本件につきましては過日の本会議におきまして理事者の説明がありましたので、ただいまから質問を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。本件については委員会付託を省略し即決いたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

意見なしと認め、討論を終わり、議案第125号から議案第130号までを採決いたします。

本件について、原案どおり承認いたしましても異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第125号から議案第130号までは、原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程29 議案第131号を議題といたします。

理事者の説明を求めます。行政経営部長。

(行政経営部長登壇)

○今峰みちの行政経営部長 御上程いただきました議案第131号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案の理由及びその概要

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

を御説明申し上げます。

追加議案書5ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は、31億5,515万1,000円を追加し、補正後の総額を1,853億1,806万1,000円とするものでございます。

7ページ下段の歳出の表をお願いいたします。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費で6億4,365万9,000円を追加いたしております。

内容の1点目は、65歳以上の高齢者に対するギフトカードの送付に係る経費、2点目は、介護保険サービス事業所及び障がい福祉サービス事業所に対する応援金の支給に係る経費でございます。

次に、第2項 児童福祉費で14億7,490万6,000円を追加いたしております。

内容の1点目は、障がい児通所支援事業所及び保育所等に対する応援金の支給に係る経費、2点目は、子育て世帯に対する応援手当の支給に係る経費でございます。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費で1億5,577万9,000円の追加は、医療機関等に対する応援金の支給に係る経費でございます。

次に、第7款、第1項 商工費で、8億8,080万7,000円を追加いたしております。

内容の1点目は、プレミアム付デジタル商品券の発行に係る経費、2点目は、市内中小企業者の設備投資に対する補助金でございます。

上段の歳入の表をお願いいたします。

第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金で、14億2,029万4,000円の追加は、民生費国庫補助金で、物価高対応子育て応援手当支給事業費等補助金でございます。

次に、第18款 繰入金、第1項 基金繰入金で、19億8,887万円の追加は、財政調整基金繰入金でございます。

次に、第19款 諸収入、第5項 雑入で2億5,401万3,000円の減額は、令和8年1月から3月までの小学校給食費の無償化に伴う小学校給食費負担金の減額及び会計年度任用職員の雇用保険料本人負担分の追加によるものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

第2表 緑越明許費補正でございますが、第3款 民生費、第1項 社会福祉総務費高齢者施策推進事業から、第7款、第1項 商工費、商工振興事業までの3事業につきましては、事業の性質上、年度内に支出が終わらないことが見込まれるため、それをお示しのとおり繰り越すものでございます。

議案第131号の説明は以上でございます。

なお、議案参考資料5ページから24ページに資料をお示しいたしております。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。14番 川田議員。

(14番川田議員登壇)

○14番 川田 尚議員 大阪維新の会の川田です。

議案第131号 令和7年度一般会計補正予算（第6号）のうち、プレミアム付デジタル商品券事業と中小企業者の生産性向上に向けた設備投資への補助事業について、発言通告に従い議案質疑いたします。

まず、プレミアム付デジタル商品券の発行について。

本市は物価高騰の影響を受ける市民生活の消費を下支えし、もって地域経済の活性化を目的としています。そのような中で、本市のデジタル商品券は30万口の発行で、一人3口までとなっており、さらに応募者多数の場合は抽せんとのことですが、広く市民全体に行き渡るものとお考えでしょうか。

地域経済の活性化が主目的であれば理解もできますが、政府は生活者支援を掲げ、今後も物価高が続くとされる中、全市民に影響する課題を和らげるための政策としてはいさか疑問もあります。今回のデジタル商品券事業を決めるに至った経緯、全市民に行き届かない可能性もあることについて、そして、どのような抽せん方法を予定しているのか、本市のお考えをお聞かせください。

また、報道等では、現金の直接給付などを検討されている自治体もあると聞きます。本市のお考えを否定するものではありませんが、今回のプレミアム付デジタル商品券事業が希望する市民全員へ、言わば恩恵が受けられない可能性があることは、制度と

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

しての公平性を欠くのではないかでしょうか。

福祉部所管では、65歳以上の方全員へ5,000円のギフトカードを配付することですが、応募者多数による抽せんの可能性を考慮してプレミアム付デジタル商品券の1次販売においては、65歳以上の方は応募対象から一旦外させてもらうことも公平性の面から、より多くの市民の理解を得られると考えますが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

一方で、このデジタル商品券事業には、プレミアム額6億円に対して、事務委託料として1億4,000万円ほどが計上されていますが、この委託料の積算根拠について詳しくお聞かせいただき、あわせて仮に30万口の商品券を紙で発行していた場合に考えられる事務委託料もお教えください。

続いて、中小企業者への生産性向上に向けた設備投資への補助事業についてお聞きします。

今回の重点支援地方交付金を活用した設備投資に関する補助については、賃上げを行いやすい環境整備につながるよう期待しますが、具体的にはどのような取組に対しての補助でしょうか。主なもので結構です。分かりやすい具体例をお示しください。

一方で、この事業については、告知や広報が一つのポイントだと考えますが、どのような手段をお考えでしょうか。市報すいたやSNS等での広報だけでは、特に人手不足に悩むなど、日々お忙しい事業主の方には行き届かない可能性もあると考えますが、いかがでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 まずは都市魅力部より御答弁申し上げます。

今回の御提案に至った経緯でございますが、物価高騰の影響を受ける市民生活の下支えを通じた地域活性化を目的に、これまで市民や事業者からの要望が多く寄せられ、効果が明確な商品券事業を軸に検討を進めてまいりました。

販売口数につきましては、本市と同規模の自治体が本年度に実施いたしました類似の事業実績を踏まえ、需要や事業規模等の均衡を総合的に勘案し、30万口とさせていただきました。

抽せん方法につきましては、より多くの市民に機会均等となりますよう、現在検討しておるところでございます。

次に、1次販売におきまして、特定世代を応募対象外にとの御提案でございますが、本事業は市民生活を幅広く下支えすることを目的としておりますことから、全市民を対象といたしております。

今後、同様な事業を実施する際には、いただいた御意見や運用上の課題などを踏まえ、効果的な事業手法の検討に努めてまいります。

次に、事務委託料の詳細な算出根拠につきましては、今後の入札に影響を及ぼすおそれがありますことから、御答弁は差し控えますが、本プレミアム付デジタル商品券事業は、同規模の紙の商品券事業と比較いたしますと、約6,000万円ほど低くなる見込みでございます。

次に、生産性向上に向けた設備投資への補助対象につきまして、想定される具体例をお答えいたします。

製造業等に想定される手作業の機械化や外注していた業務の内製化による経費削減から、卸売業での物流管理システム導入による業務効率化や、飲食店等におけるセルフレジオーダーシステム導入による省力化まで、幅広い事業者からの活用を想定しております。

最後に、広報につきましては、市報やSNS、吹田商工会議所など各種支援機関との連携に加え、新たに、日常的に事業者との接点がある税理士や金融機関等通じた周知を行うことで、より多くの方に情報が行き届くよう努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいまの担当から御答弁のとおりでございますが、少し大局的な視点からもお答えをさせていただきます。

基礎自治体たる本市は、市政運営におきまして、受益者負担、応納負担の原則に基づき、それに、福祉的視点を加えることで、御質問の公平性を可能な限り担保することを原則としてまいりました。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

今回の政府の物価高騰対策としての財政支出は、その公平性を重視した対応というより、国民に迅速に支援金を投入する上で、平等性に重きを置いた対応となったと理解をしております。

ただ、時間的制約の中でも、基礎自治体として市民の皆様の暮らしを少しでも公平にお支えをしたいとの思いを持って、今回の市独自の提案に至ったものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 14番 川田議員。

(14番川田議員登壇)

○14番 川田 尚議員 議長のお許しいただきましたので、2回目の質問をさせていただきます。

2回目は、ただいま市長から御発言いただいた、御答弁いただいた件でございます。

確かに市長おっしゃるとおり、公平性という部分、十分理解しているつもりでございます。特に基礎自治体においては、その公平性という部分が一番肝であるということは十分私も理解しております。

ただ、今回、私たち会派がどうしても気になる部分の一つとございまして、先ほどの第1回目の質問でも投げかけさせていただきました、1次販売だけでも、例えば65歳以上の方、申し訳ありませんが、御辞退いただけませんかという部分でございます。決して御高齢の方を排除するといった向きは毛頭ございません。

ただ、今回このスキームはですね、65歳以上の方全員に対して5,000円のギフトカードをお配りするというものでございます。これは申込みではございません。そのままプッシュ型で送付されるものでございます。

そういう中、今回のプレミアム付デジタル商品券は発行が御存じのとおり30万口です。本市の人口は40万人、40万人にはもちろん御高齢の方、そして、子育て世代の方、皆さん入っております。その中でいきますと、例えば、この高齢の方、または子育て以外の方にしてみれば、この30万口という数字だけ見ると、ひょっとしたら抽せんに落ちた場合、漏れた場合、今回の物価高騰策に言わば恩恵が受けられないんではないかという観点から、やはり一度立ち

止まって考える、公平性とは一体どういう部分か考える必要があるんではないかというふうに私考えております。

市長のおっしゃる部分を十分理解しております。当然に私以上に、その部分は市長の熱き思い、公平性の部分、基礎自治体との考え方という部分は十分尊重しておりますが、今回のこのプレミアム付デジタル商品券のこの制度につきましては、どうしても私、私会派としては非常に憂慮せざるを得ない部分がございます。

ぜひ一度、もう一度市長にお聞きしたいんですが、この公平性という部分、全市民を対象にするか公平性なのか、それとも今回は御高齢の方々にはまず、せめて1次販売だけでも、申し訳ありませんが、御辞退いただいて、そして、仮に2次販売があったときには、もちろん御参加していただく、そういう配慮をすることによって、これが広く公平性につながるものではないでしょうか。決して、繰り返しますが、私は御高齢の方を排除するつもりは毛頭ございません。今後、こういった持つ者、持たざる者の分断がややもすれば生まれるんではないか。ただそういった生まれかねないような制度という部分を、もういま一度お考えいただきたいと思い、市長に再度質問、御答弁を求めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○矢野伸一郎議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 ただいまの御意見というのは、御質問の中にもありましたように、十分行政内で議論を重ねてまいりました。御提案の内容というのは、それを結果として、形として表したもので、決して100点満点ではない。これは、もう皆さんも御存じのとおりです。ただ、せめて70点、いや80点にするにはどうしたらいいかと考えた上で、ちょっと技術的な問題もあるんですけど、今の御質問の中になかったデジタルディバイドの話なんですけれども、65歳以上の方々で、デジタルになかなか親しみを持たれない方々に対してどういう対応をすべきかというときに、確かに、豊かな高齢者の方々もいらっしゃいます、経済的に。それで言いますと、豊かな子育

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

て世代もおられます。なかなか年齢層で、その豊かさを評価することはできません。

では、所得税でそこを公平性を担保するか、これは物すごく時間と労力がかかります。イコール事業費です。そのことも考えた上で、一つの声として、高齢者の方から直接お聞きもあるんですけども、我々じゃなくて若い人たちにお金を回してくれとおっしゃる方もいらっしゃいます。一方で、年金生活でお一人様世帯で非常に厳しい生活をされている方もいらっしゃいます。

我々はもとより福祉政策として様々なお支えを全ての年齢層に対して政策を進めております。その中で、平時における、制度における福祉政策というのを、これからも手厚く、皆様の御意見をお聞きしながら市政を進めていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 参政党の久保直子です。議案第131号 令和7年度一般会計補正予算（第6号）に対し、質問いたします。

予算は自治体の意思だと考えています。例えば、参政党は、集めて配るより、まずは減税を掲げ、積極財政をしっかりとやることにより、経済に力を取り戻して、国民が安心して暮らせる日本を取り戻そうということに力を入れる政策を掲げています。そして、一般の市民が自由に使えるお金を増やすことが第一だと考えています。

本市では、子供から高齢者、企業、福祉と幅広く支援していますが、これまで同様、若者をはじめ、中間層の市民などの全市民の暮らしに目を向けた政策がなされていません。また、本市の政策理念が明確に示されているとは思えませんでした。

さらに、プレミアム付デジタル商品券事業の委託料1億4,000万円や高齢者へのギフトカード送付事業への送料などの事務手数料が約7,000万などの諸経費が高額過ぎるのではないかと思います。

物価高騰による影響を受けている全市民にとって、その額が少ないほど、市民にその分支給できるわけ

ですが、その点はどのように考えておられるのでしょうか。

また、政策決定のプロセスとして本市の政策理念がはっきりしていれば、たとえ、それが今回のように迅速に予算執行しなければならないときでも、おのずと予算の使い道は決まると思いますが、吹田市の政策理念は何でしょうか。物価高騰の影響を受けている市民を支援するという軸がぶれずに政策決定をしていれば、委託先の事業者の対象は、例えば、申請時に、吹田市内に住所または本社があること、商品券に期限を設けること等と限定することも可能なはずです。

以上をもちまして、1、委託料や委託業者事務費等のどのように捉えているのか、副市長にお伺いします。

2、吹田市の政策理念は何か市長にお伺いします。

そして、最後に物価高騰は今後も続く中で、今回のような補正予算が上がった際、よりよい施策につなげていただくため、3、政策プロセス全体の今後の改善点を市長に求めます。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 初めに、都市魅力部より御答弁申し上げます。

事務委託料につきましては、事業実施のために必要な経費として計上し、他市の類似事業参考に、適正に積算しております。

また、委託事業者につきましては、確実に実施できることを重視しており、本社所在地を応募条件とする予定はございません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 福祉部からお答えいたします。

事務委託料につきましては、事業を早期かつ確実に実施をするため、一定の事務経費は必要と考えております。御議決を頂いた後、入札を実施し、適正な価格となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 今回の政策立案に係る理念やプロセスに関する御質問につきまして、まずは

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

担当から御答弁申し上げます。

各施策の実施に当たりましては、妥当性、有効性、効率性、公平性などの観点から総合的に判断することとしており、今回の予算案につきましても、交付金等の制度趣旨を踏まえ、市民や事業者に効果的な支援を迅速にお届けできるよう、事業内容を検討してきたものでございます。

今後とも引き続き、社会経済情勢や国の動向を注視しながら適切に対応してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 担当から御答弁申し上げましたとおり、事務委託料につきましては適正に積算をしております。

また、委託事業者につきましては、市民支援の効果が十分に発揮できるよう、市が責任を持って実施状況を確認してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 高齢者へのギフトカード送付事業実施に当たっての委託の見解につきましては、担当部から御答弁させていただいたとおりでございます。担当部には適正な価格となるよう指示しているところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 本市の政策理念を問われましたが、ただいま担当から説明させていただきましたとおりであり、行政府は各施策の直接・間接の効果や影響を総合的に判断する。それが政策決定であり、

○矢野伸一郎議長 答弁中の理事者に申し上げます。

5番 久保議員の発言時間がなくなりましたが、ただいまの答弁者の発言のみ、1分程度を目安に認めますので、簡潔に答弁をお願いいたします。

○後藤圭二市長 はい。責任ある政策決定であり、御質問にありました集めて配るという荒っぽい表現ではなく、預かった貴重な税金を最も有効に活用する案をつくり上げて、議会に御提案をするということに尽きます。その妥当性を市民に御判断いただくべ

く、すなわち立法府たる市議会の議決をいただき、予算化を経て実施をするという民主的プロセスを尊重いたしております。その過程に問題があるのなら、それは議会で御議論をいただくことになります。

次に、今回の補正予算案につきましても、先ほどの担当からの御答弁のとおりでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 以上で、5番 久保議員の質疑を終了させていただきます。

26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 議案第131号 令和7年度一般会計補正予算（第6号）について質問をさせていただきます。

今回の補正予算は特別加算というこれまでにない仕組みを含みつつも、市の裁量で地域経済を下支えできる貴重な機会であると考えております。

物価高騰対策ではあるものの、バイローカルの視点にも立ち、日頃から本市の地域経済を支えている小規模事業者、個人事業主が使いやすい、助かったと実感できる支援、また、官公需に携わる特に市内事業者が安心して賃上げや雇用維持に踏み出せる、そうした使い方をこの補正予算で買った形にしていただきたいと思っておりました。

そこで数点お伺いいたします。重点支援地方交付金は家計支援だけでなく、中小企業、小規模事業者の賃上げ環境整備や事業継続支援も明確に対象とされています。市内の飲食業や小売業、個人事業主、従業員5名以下程度の小規模事業者からは、国各種補助制度は書類負担が重い、規模が合わない、不採択だった、専門家派遣の謝金負担が大きいといった声も多く聞かれます。今回の市の提案の中にも、生産性向上に資する支援については含まれていますが、生産性向上の設備投資以前に、売上げを伸ばすための広告宣伝や集客支援が切実であるとの声を数多く寄せられております。

そこで伺います。今回の重点支援地方交付金を活用した補正予算について、生産性向上だけでなく、国の既存補助金となるべく重複しない形で、中小企業や個人事業主に対し、売上げアップに資する設備

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

投資や広告宣伝支援等も含めるべきだったと考えますが、なぜそうされなかつたのかお答えください。また、今後、そのような支援も実施していくべきではないでしょうか、お答えください。

小規模事業者にとっては、補助金を申請し、活用し、報告すること自体が大きな負担となっております。国、府、市の様々な支援制度を効果的に活用できるよう、助言や相談だけでなく、伴走支援を行う専門家の派遣等に係る経費を支援する制度を、今回の補正予算のメニューにも加えるべきではなかったでしょうか。売上げ創出型の補助制度と併せて、販促、価格設定、回転率向上などに強い専門家を派遣し、補助金の活用から成果創出までを一体的に支援する、言わばお金と人をセットにした支援を今回の補正予算に組み込むべきであったと考えますが、そうされなかつた理由をお答えください。また、今後、そのような支援も実施していくべきではないでしょうか、お答えください。

次に、官公需における価格転嫁について伺います。さきの一般質問でも指摘しましたとおり、物価上昇最低賃金の引上げ、エネルギー価格の高騰により、予定価格や設計単価が実態に追いつかず、事業者の負担が増している状況があります。国は重点支援地方交付金を活用し、労務費を含めた価格転嫁の徹底、期中改定や単価見直しへの対応等を地方公共団体に求めています。

そこで伺います。今回の補正予算について、官公需における価格転嫁を実効性あるものとするため、発注側としての予算確保や制度運用の改善に活用するようなメニューも加えるべきではなかつたのではないかでしょうか。なぜ加えなかつたのか、お答えください。また、今後、そのような取組を実施していくべきではないでしょうか、お答えください。

以上で1回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 初めに、事業者支援につきまして、都市魅力部より御答弁申し上げます。

中小企業者の中には、売上げを伸ばすために、集客や広告宣伝に対して課題を感じているなど切実な状況であることは認識をいたしております。このた

びの重点支援地方交付金各種の趣旨を踏まえますと、中小企業者の持続的な貨上げ環境の整備には、事業者の稼ぐ力を高める設備投資への支援が効果的であると考えております。加えて、できるだけ早期に事業者に支援が届く即時性が求められており、限られた時間の中で吹田商工会議所や有識者にも事業の方向性を確認しながら検討してまいりました。

なお、広告、宣伝等につきましては、本市が既に実施しております中小企業ホームページ等作成事業補助金を活用していただきたいと考えております。

また、国の制度は、手続等が煩雑で申請の際に専門家の支援が必要な場合があり、事業者からはハードルが高いというお声をいただいております。今回の補助制度につきましては、事業者が自ら申請できるような設計に努めてまいります。

事業者から補助制度の活用に当たり、専門家の支援を必要とするお問合せ等があった場合には、本市無料の経営相談や吹田商工会議所を御案内するなど、事業者の状況に応じた支援を行ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 次に、官公需における価格転嫁に関する御質問に、行政経営部から御答弁申し上げます。

昨今の物価や人件費の動向を踏まえ、公共部門を含め、調達側に適切な価格転嫁が求められている状況につきましては、十分認識をいたしております。本市におきましても、こうした状況を加味した予算措置に努めているところでございます。

一方、今回の重点支援地方交付金につきましては、市民や事業者に効果的かつ迅速な支援をお届けする臨時的な措置として、御提案の5事業に活用することとしたもので、消費喚起、地域経済活性化にもつながるものと考えてございます。

公共調達への適切な価格転嫁につきましては、経常的な取組として、引き続き適切に対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 議案第131号 補正予算
(第6号)について以下質問いたします。

1点目、今回の重点支援地方交付金を活用した当該補正予算の提案に至る際、市長や副市長からはどのような指示がありましたか。また、御当該交付金は、令和6年度以降何度か追加されていますが、今回追加をされた物価高騰対応について、国、府、市の役割をどのように御認識されているでしょうか、副市長に御答弁を求めます。

2点目、当該交付金の国の推奨事業メニューとして、生活支援と事業者支援に分けて、各5つの内容が記載されています。注釈の記載も含めて、比較的自治体ごとの裁量は、それぞれ実態に応じて対応を考えられるところです。

今回の御提案は、大きく5事業ですが、国の明示している推奨事業メニューに該当すると思われる、吹田市が実施されている事業数は幾つでしょうか。

3点目、御提案のプレミアム付デジタル商品券の提案に当たって、過去同様に実施をした利用者の年齢別の利用状況をお示しください。また、商品券一つ当たりの単価5,000円の価格が高いのではないかという声も多いですが、単価設定の根拠をお示しください。

また、デジタルに限定しているメリットとデメリットをお示しください。

申込みに当たって市民であることの確認方法と、市内企業に利用を限定される具体的な手法をお示しください。

4点目、中小企業者向けに提案をされているこれらの支援策について、国が推奨している賃上げ環境の整備に対してどの程度の費用対効果があるとお考えでしょうか。

5点目、プレミアム付デジタル商品券は合計30万口とされており、また、高齢者向けのギフトカード配付対象者数は約9万3,000人とされています。仮に、商品券を一人一口ずつ配付すると考えた場合、30万人に配付することができます。これら二つの事業の対象人数を足すと、全市民約38万人に対して、地域で利用できるギフトカード等を配付することができ、このような形であれば、特定の世代に偏らず、

世代間の不公平感の解消につながるのではないかと考えますが、副市長の御見解を伺います。

最後に、今回提案されている施策を見ると、今年度や過去にも実施されたものが多く含まれています。予算編成までの時間が限られた実情は一定理解しますが、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、実情に応じてきめ細かく対応するという趣旨に照らすと、十分に検討されたとは言い難く、いささか公平性に欠けるのではないかとの懸念を抱かざるを得ません。

特に、全市民対象の生活支援について、いわゆるNAT'Sのつながりで言うと、西宮市は全世帯向けに水道の基本料金の減免等を実施されます。同様の減免は、大阪府内においても実施をされている自治体は複数あります。こちらのメリットとしては、市民は特に手続等をする必要もなく、減免されることにより、実質的に光熱費分が市民に還元され、市内の事業者も含めた全市民へ反映されるものです。

仮に、吹田市で上・下水道料金の2か月分、基本料金の減免を検討しますと、担当からいただいた令和6年度決算ベースを基にこちらで算定、試算をいたしましたところ、水道だと約4.3億円、下水道だと約2.4億円となり、両方合わせると、市民への減免額として約6.7億円、加えてシステム改修費が想定されますが、参考に、西宮市では約690万円とのことです。水道、下水道のどちらかだけの実施でも、当該交付金の活用は十分可能です。全市民向けの対応策として、とても有用ではないかと考えますが、副市長の御見解を伺います。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 行政経営部への御質問に御答弁申し上げます。

まず、今回の交付金活用に係る御提案に当たりましては、経済対策の趣旨を踏まえ、迅速に検討し、今議会での予算化と速やかな実施を図るようにとの趣旨の指示を受けてございます。

次に、国等の役割につきまして、まずは担当からお答えいたします。当該交付金は、本年11月に閣議決定された経済対策において、強い日本経済実現に向けた具体的施策の一つとして行われるもので、国

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

は交付金交付により、地方創生や強い経済の実現を図ること、自治体は交付金を活用し、地域の実情に応じた必要な事業を推進することがそれぞれの役割であると認識しております。

次に、国が掲げる推奨事業メニューとの関係についてでございますが、今回の予算案については推奨事業を基本に、コロナ禍以降これまで取り組んできた様々な支援策も参考としつつ、交付の目安額と同程度の予算で追加可能な取組を組み合わせて実施する方向で各部局と連携し、検討してまいりました。推奨事業に該当し得る既存事業の洗い出しなどは行っておらず、提案している取組以外の該当事業については把握をしておりません。

次に、商品券に係る事業の対象に関し、まずは担当から御答弁申し上げます。

プレミアム付デジタル商品券につきましては、物価高における市民生活支援だけでなく、地域経済活性化にも資する取組でございます。その活用が困難な、いわゆるデジタルディバイド層の方への補完的な取組として、高齢者へのギフトカード送付事業を組み合わせることとし、これら2事業は、国が示す交付金の食料品特別加算分の活用策として御提案しているものでございます。

最後に、上・下水道料金の一率的な減免につきまして、まずは行政経営部からお答えいたします。

これまで同様、地方公営企業の独立採算制確保の観点から検討はいたしておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 続きまして、都市魅力より御答弁申し上げます。

過去における年齢別利用実績といしましては、令和4年度（2022年度）実施のキャッシュレス決済ポイント事業におきまして、10代以下が0.8%、20代が12.1%、30代が22.1%、40代が27.6%、50代が22.5%、60代以上が12.4%、年代不明が2.5%となっております。

次に、商品券の販売価格が高額の場合には購入時の負担に、低額の場合には事業者への支援効果の低下や価格抑制補完のための販売口数の拡大は、事務

経費の負担増につながると考えております。利便性と物価高騰対策としての実効性や事業運営の効率性を総合的に勘案し、販売価格を一口5,000円といたしました。

次に、デジタル決済のメリットにつきましては、1円単位で利用できる点や、紙の商品券のような偽造防止対策や、販売場所の設置、換金手続が不要である点などがございます。一方、デメリットにつきましては、スマートフォンを所持していない方や、操作が困難な方には一定の制約が生じる可能性が考えられます。

次に、市民の確認方法につきましては、申請時に本人確認書類の添付を必須に、また、市内限定利用につきましては、システム上に登録された店舗のみで使用できるようにしております。

最後に、中小企業の生産性向上に向けた補助事業に係る費用対効果でございますが、賃上げに充てる原資を持続的に生み出すためには生産性を向上させ、収益力を高めることが肝要でございます。本市の類似事業実績におきましては、デジタル化による業務の省力化やサービスの付加価値向上による売上げの増加など、多様な取組と効果の発現が見られましたことから、今回の事業も同様に一定の効果があるものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 交付金に係る取組についての国、府、市それぞれの役割分担につきましては行政経営部長からの答弁のとおりでございます。当該交付金の趣旨を踏まえ、迅速かつ適切に交付金を活用してまいります。

次に、プレミアム付デジタル商品券についてでございますが、重点支援交付金の活用方法につきましては、平等性を重視する御意見、あるいは公平性を重視する御意見など、様々な御意見があるものと認識しております。我々としては、当該交付金の目的を踏まえ、総合的に検討した上で、御提案をさせていただいた内容が適切と判断したものでございます。

最後に、上・下水道料金の減免に係る見解につき

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

ましては、担当部長の答弁のとおりでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 時間の関係で以下に絞ります。

御活用の市民への支援としてデジタルディバイド層と判断された高齢者以外の方々への対応はお考えに至らなかったということでしょうか、お答えください。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 デジタルディバイド等につきましては、高齢者に限った課題ではないことは承知しておりますが、福祉部としては国の重点支援地方創生

○矢野伸一郎議長 答弁中の理事者に申し上げます。

3番 五十川議員の発言時間がなくなりましたが、ただいまの答弁者の発言のみ1分程度を目安に認めますので、簡潔に答弁をお願いいたします。

○梅森徳晃福祉部長 はい。高齢者世帯支援が示されたことから、対象者を65歳以上の高齢者としたものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 以上で、3番 五十川議員の質疑を終了させていただきます。

○矢野伸一郎議長 定刻が参りましても、しばらく会議を続行します。

○矢野伸一郎議長 議案第131号に対する質疑の途中でありますが、議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時54分 休憩）

（午後1時 再開）

○矢野伸一郎議長 引き続き、議案第131号に対する質問を受けます。22番 柿原議員。

（22番柿原議員登壇）

○22番 柿原真生議員 令和7年度一般会計補正予算（第6号）、重点支援地方創生臨時交付金による物

価高騰対策事業についてお伺いします。

先日、総務省が2020年度を100とした消費者物価指数の11月の数値を112.5と発表し、前年同月比で3%上昇しました。ある調査では、今年のクリスマスは予定なしという回答が54.1%となり、クリスマスにかける予算は2023年の約2万2,000円から大幅に落ち込んだ昨年とほぼ同水準の1万6,000円程度となったと報じました。クリスマスが平日ということも一因ではあるようですが、予定ありという層でも行動は縮小傾向です。2020年と比べ1割以上も物価が上がっており、節約せざるを得ない状況で、物価高騰から暮らしを守る太い政策が必要であるにもかかわらず、政府は消費税減税には背を向けています。補正予算に重点支援臨時交付金を計上し、事実上、地方自治体に丸投げする形となりました。

今回提案された約19億8,000万円の生活者・事業者支援予算には、我が会派が強く求めてきた小学校給食の無償化を、3学期の1月から3月に実施する予算が計上されており、評価をするものです。

国から年内に予算化することを求められているということで、時間的な制約があることは十分理解をしておりますが、これで本当に市民に納得いただける内容と言えるのか、幾つか疑問点がありますので、お尋ねいたします。

プレミアム付デジタル商品券について。

事業者支援という観点から見ますと、参加できるのは一部の小売店舗です。消費者の観点から言えば、大手のスーパーでも使えるほうがよいが、そうなれば、市内で細々とでも営業している店舗には行き渡らない。しかも、小売以外の事業者は支援できない。市内事業者支援の効果が限定的と想定されます。その上でデジタル商品券を実施することを選択した理由をお答えください。

30万口の発行予定となっています。申込多数になれば抽せんとなるとのことです。落選する人が出る一方、何口も当選する人が出るようなことはないのか。恩恵はできるだけ平準化すべきと考えますが、どうするのかお聞きします。

生活者支援ということも実施理由に挙げていますが、7,000円分の商品券を買うために、5,000円を支

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

払わなければならず、それができる人しか購入できません。ぎりぎりの生活をしている人には無理ではないのか。生活者支援といつても限定的だと思いますが、この点はどう考えているのか、お答えください。

次に、高齢者のギフトカード支給事業についてお伺いします。デジタルディバイド対策として、デジタル商品券に応募できない方が多いと思われる高齢者向けに5,000円のギフトカードを配付するという趣旨です。この間の物価高騰対策の中で、高齢者が置き去りにされているという声も寄せられており、低年金で家賃の支払いにも窮している、こんな世帯もあります。マクロ経済スライドにより、年金支給額は物価上昇を上回ることはなく、実質値下げとなっていますが、とりわけ女性の83%は、月額10万円以下の低年金となっています。前回、2年前の2月の統一地方選挙直前の定例会で提案をされた3,000円のギフトカード支給事業について、高齢者世帯の状況はどうなっているのかと問いますと、介護保険の窓口で介護保険料が高い、生活が苦しいという声が寄せられているという客観性のない答弁でした。今回の提案に当たり、高齢者世帯の実態をどのように把握しているのかお答えください。

次に、ギフト券の場合、市外でも使えますが、市内で使える店舗が限定されるという課題があります。2年前に実施した一人3,000円の高齢者生活支援ギフトカードの場合は、大型スーパーやドラッグストア、家電量販店がほとんどでした。生活困窮している世帯にとっては、現金支給であっても貯蓄に回ることはなく、むしろ現金支給のほうが自由度は高いわけですが、それは検討はされなかったのでしょうか。

次に、デジタルディバイド対策という意味では、障がい者の方も対象になるのではないでしょうか。高齢者だけというのは整合性がありません。重度障がい者にはもともと特別障がい者手当がありますが、これは物価高騰対策とは別物です。福祉部としての見解をお聞きします。

次に、医療機関への応援金についてお尋ねします。前回の医療機関への応援金は、令和4年11月定例会

で提案をされ、大阪府が病院に応援金を出すことになったため、診療所や薬局を対象に、定額の支給を行うことになりました。前回の支給税実績に対し、市は検証はされておりません。今回は病院も対象となりますますが、支給金額の算定は、各病院の許可ベッド数に2万円の単価を掛けるものです。

一方、介護施設等の福祉施設では、入所・通所の定員により、ある程度支給金額のランクを分けて支給しようとするものです。物価高騰の負担に関しては、病床数にそのまま比例するものなのでしょうか。経営実態をどのように把握をしているのか、お答えください。

次に、予算編成の考え方についてお伺いします。プレミアム付デジタル商品券の予算額は7億4,000万円、うち40%のプレミアム分は6億円、事務委託料が1億4,000万円で、経費の割合が19%となっています。

高齢者のギフトカードについては、予算額約5億3,000万円、うちギフトカード料を除く経費は6,825万円で、13%の事務費となり、市民への還元率をもっと上げるべきではないのでしょうか。非常にもったいないと思うんです。他市では、コロナ禍において、市民だけではなく、商品券などの対象とならない事業者も含めた支援として、上・下水道料金の基本料金の減免などを行っていましたし、今回の交付金の予算化に当たっても、さらに2か月、4か月、半年といった減免を実施するところが幾つもあると聞いています。経費の割合や職員の事務負担が少なく、可能な限り市民や事業者に還元できる方法です。推奨メニューに加わったこともあります、水道の料金回収率が低くなることを心配する必要もなく、広く影響を受けた市民事業者への支援策です。

先日の議会運営委員会で、他市では今回の国の交付金を活用した上・下水道料金の免除や、全市民への現金給付、商品券支給などが行われていることを紹介し、市長に検討はされなかったのかとお聞きをしました。市長は、今後の制度変更につながるものは慎重に判断しなければならないという趣旨をお答えになっていましたが、これはどんな事業が念頭にあっての、どういう意味の御発言なのか、市長にお

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

尋ねします。具体的にお答えください。

私たちは、何も水道料金の減免にこだわっているというわけではありません。今回の事業は、それぞれに政策目的があるということは理解をいたします。ただ、恩恵を受ける市民や事業者が限定をされること、必ずしも生活が逼迫していない人も含めて支援対象になる一方、非正規労働者など、本当にぎりぎりの生活をしているにもかかわらず、例えば、中高年の単身者、子供がいない低所得世帯などは支援の対象にはなりません。市は今回の交付金はそういう視点ではないとのことでしたが、低所得者をすくい上げることは必要ないのでしょうか。行政の公平性という観点から、この点についてどのように考えるのか、市長にお聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 初めに、プレミアム付デジタル商品券につきまして、都市魅力より御答弁申し上げます。

本事業は生活者支援を主眼に、市内小売店舗等に消費を呼び込み、地域経済全体の下支えを目的とする中で、より事務経費が低いデジタル商品券をもって実施するものでございます。そのため、多岐にわたる業種の支援を目的とするものではなく、別途事業者支援として実施いたします設備投資補助事業と併せ、市内事業者全体を支えていくものでございます。

次に、商品券の購入に際しましては、1人当たりの購入限度数や抽せん方法の設定など、可能な限り公平性を担保し、希望される方にお届けできるよう取り組んでまいります。

最後に、商品券の販売価格につきましては様々な価格を比較検討いたしましたが、利便性や近隣市における実績、事務委託料等への影響を考慮し、決定したものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 続きまして、福祉部からお答えいたします。

高齢者世帯の状況につきましては、第9期吹田健

やか人プランの作成に当たっての実施した実施調査において、現在の暮らしの経済的状況について大変苦しい、やや苦しいとした方の割合が合計で34%であり、経済的状況が苦しいと感じている方が一定の割合でおられると認識しております。

次に、他の支給方法を検討したのかという御質問についてでございますが、できる限り事務負担の軽減を図り、高齢者に対し速やかに支援を実施するという観点から、前回と同様の手法を提案させていただいたものでございます。

最後に、今回の高齢者への生活支援策につきましては、国の重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業として、物価高騰に伴う高齢者世帯支援が示されたことなどから、年金収入を主とする高齢者を速やかに支援するため提案したものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 続きまして、医療機関への応援金について保健所からお答えいたします。

医療機関の経営状況を調査した国からの報告において、一般病院の令和6年度（2024年度）の利益率はマイナス7.3%と悪化しており、赤字の損益差額は、病床数の多い公立・公的病院で高くなっています。光熱費や食料費等の物価高騰の影響は規模の大きい病院ほど厳しい状況であると考えられることから、病床数に応じて応援金の額を設定したものです。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 予算編成の考え方につきまして、まずは行政警部から御答弁申し上げます。

今議会に提案しております補正予算の各事業につきましては、国の経済対策の趣旨を踏まえ、市民や事業者への支援としての有効性、迅速性、公平性、効率性など様々な観点から総合的に判断をしたものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 先日の議会運営委員会での答弁について、特に具体的な事業を念頭に置いたものではあ

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

りませんが、一例として挙げておられる上・下水道料金、基本料の減免という、これは公営企業の事業運営上、根幹に関わる料金制度です。そのものの変更に当たるものがそれに該当をいたします。

次に、低所得者に対しましては、これまで福祉政策として多種多様に公平性を重視した施策を実施をしており、それに加え、商品券等の発行送付という平等性を持った施策を展開するという視点から今回の予算案を練ってお示しをさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 22番 柿原議員。

(22番柿原議員登壇)

○22番 柿原真生議員 医療機関への応援金についてですが、病院協会など4団体が要望書を出されております。2024年度は73.8%の病院が赤字となっていること、平均賃上げ率が他産業の半分程度にとどまっていることなどを挙げて、来年度の報酬改定10%超の引上げが必要であると要望されています。

物価上昇を反映した診療報酬の改定がこの間なかったことが経営難の要因であり、地域医療体制を維持するために、国は本来の役割を果たすべきというふうに考えるところです。

今回の市からの応援金については是とするものですけれども、国に対してしっかり要望すべきことはしていただきたいと思います。

それから、質問をさせていただきますが、高齢者のギフトカード支給が、デジタルディバイド対策というのであれば、障がい者への商品券支給の検討を行ってはいかがでしょうか。身体・知的・精神の64歳以下の障がい者は、令和4年度で1万297人。まあ、水準はそれほど変わっていないと思います。5,000万円から5,500万円ぐらいでできると思いますが、見解をお聞きします。

それから、水道料金、基本料金の免除に対して、市長は否定的なんですかけれども、システム改修に係る事務経費はどれくらいなのか。先ほども同僚議員が他市の事例を踏まえて質問されていましたが、吹田市として分かれば、お答えください。まだなのであれば、一度試算して検討してはどうでしょうか。

今の国の政策を見ていましたら、今後も円安は続くし、物価高騰が収まるとも思えません。急に国から交付金が下りてくると分かって慌てて予算化することではなく、情報収集しておくべきではないかと考えます。見解をお聞きいたします。

それから、市長にですね、上・下水道の公営企業の料金、これについて制度変更に立ち入ることになるという、公営企業の独立採算の基本を、言葉を使っておられませんが、侵害するということが趣旨であろうと思いますが、他市はそういうことをされているということなのでしょうか。国は推奨メニューに挙げておりますし、今回の水道料金の変更というのは、その部分を一般会計から補填をするという形になりますので、あくまでも料金変更ではなく、減免です。他市でも減免なんです。料金を変更するという、こういうことではありませんので、それは趣旨を侵害するものではないというふうに考えております。その上で、福祉については多種多様に行っていきますということですが、これまで、例えば、障がい者福祉年金、難病者手当、こういったものを廃止をしてきたという経過もありまして、本当に低所得の方々に対する手当を切ってきたということをお忘れになったのかなというような御発言でした。改めてこの点について認識を新たにしていただきたいということを求めておきたいと思います。

それとですね、今回、迅速に実施するために、平等性に重きを置いたということを先ほどの議員さんに対しても答弁もされていましたけれども、決して平等ではないんじゃないですかというのが私の先ほどの質問です。低年金、ごめんなさい、低所得であっても、65歳になっていなければ、ギフトカードはもらえませんし、そういう点での不公平感というのが市民の中に生まれてくるのではないかということを申し上げています。その点について非常に憂慮をしているところです。

以上、2点質問をいたしましたので、改めて御答弁を願います。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは福祉部からお答えいたします。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

デジタルディバイドにつきましては、高齢者に限った課題ではないことは承知しております。全てを網羅することは複雑な要件となることから、対象者を65歳以上の高齢者としたものでございます。いただきました御提案につきましては今後の施策の参考とさせていただきます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 水道部への御質問にお答えいたします。

水道の基本料金の免除に必要なシステム改修等の事務経費については把握しておりません。必要な経費は、条件設定や時期によって変動することが見込まれるため、現状において事業者に見積りを依頼することは考えておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 吹田党・参政党議員団の中西勇太です。

議案第131号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第6号）について、会派を代表して質疑を行います。

国の強い経済を実現する総合経済対策に基づき、本市でも物価高対策として重点支援地方交付金の拡充等を活用し、生活者、事業者支援約19億8,000万円、物価高対応・子育て応援手当約14億2,000万円などを計上するものと理解しております。

一方で、我々は国政レベルにおいては、積極財政の方向性として、国民の暮らしと手取りを厚くし、安心して子を産み育てられる環境を整え、日本最大の危機である人口減少を克服する国民起点の設計が弱いとして、今回の補正予算案に反対の立場を取りました。

しかし、国の制度が動く以上、本市としては市民生活と事業を守るために、迅速に支援しつつ、無駄を抑え、届くべき方に確実に届き、地域内循環につながり、効果検証可能な形で実行する責任があると考えます。子ども・子育て世代をはじめ、守られるべき世帯を守り、地域経済の足腰を強くし、未来を守

るその観点から質問いたします。

本補正是迅速な実施を掲げる一方、複数事業で繰越明許費が設定され、支給・利用が来年度に及ぶ設計です。迅速な支援との整合性を市としてどのように説明するのか伺います。

次に、プレミアム付デジタル商品券について伺います。

本事業は、7,000円分をプレミアム率40%の5,000円で販売、30万口発行、総発行額は21億円規模と承知しています。プレミアム原資6億円に対し、事業委託等が約1億4,080万7,000円とされています。この大きな委託料の積算根拠、成果指標、可能であれば過去の類似事業との比較を示してください。

委託料についても、地域内循環に資する形となれば説明可能性は高まります。運営事業者の選定に当たり、どのような基準を重視するのかお示しください。

また、加盟店の設計が重要です。大型チェーンや市外本社企業へ過度に流れない工夫、また、地域の小規模事業者が参加しやすい要件、手数料設計となっているのか想定を伺います。

経済効果としては、上乗せ分がどれだけ地域で新規事業を生むかが重要です。効果測定をどのように行うのか伺います。

経済効果を生むためには、使用期間の設定は重要であると考えます。使用期限後の残高、執行分は、制度上どう扱うのか。執行分が事業者収益となるのか、市が回収し市民生活向上に活用する仕組みがあるのかお示しください。

続いて、高齢者へのギフトカードについて伺います。

65歳以上約9万3,000人に一人5,000円分を送付し、令和8年3月下旬頃から順次発送予定とされています。本事業は、負担軽減が主目的なのか、消費喚起・地域経済が主目的なのか、主願を伺うとともにギフトカードを最適手段と判断した根拠を伺います。

所得、資産、世帯状況、要介護、医療・介護負担等で差がある中で、65歳以上一律とした理由は何か、必要な方へ厚くという観点との整合をどう考えるのか伺います。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

また、非課税世帯等への重点化など代替案と比較したのか。重点化が困難であった場合、その制約は国要件なのか、事務負担なのか説明を求めます。

中小企業の生産性向上について伺います。

設備投資に約1億4,000万円が計上されています。生産性向上をどのように定義し、採択基準、評価項目をどう設定するのか伺います。

小学校給食費の保護者負担軽減について、令和8年1月から3月の小学校給食費無償化として、歳入2億5,401万8,000円の減額と承知しています。

我が会派は従来より、負担軽減と同時に食材の質の維持向上を重視していますが、今回のように交付金を緊急配分する局面では、外部委託を膨らませず、歳入減で迅速に負担軽減できる手法が有効であります。こうした無駄の出にくい手法をほかの支援にも展開し、委託費の膨張を抑える考えはあるのか伺います。

最後に、私は原因や責任を直視せず取って配るだけの政策では一時しのぎに終わると述べてきました。皆様の努力をもってしても、交付金事業は今回も含め、往々にして委託費や事務費が膨らみます。今回の補正を単発で終わらせず、地域経済の体力、バイローカルの好循環、子供・家族の安心、福祉医療の持続可能性につなげるため、来年度以降の継続性と改善の方向性をどう描くのか、あわせて、今回のような国の施策を市としてどう評価し、今後、どう対応していくのか、市長の見解を求め、1回目の質問とします。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 行政経営部にいただきました数点の御質問に御答弁申し上げます。

まず、繰越しについてでございますが、本予算案が御承認を得られましたら、いずれの事業も速やかに着手をいたしますが、全ての事業を今年度中に終えることは日程的に困難であることから、3事業について、繰越明許費を計上したものでございます。

各事業の性質上、実施期間が翌年度に及ぶことはやむを得ないものであり、国が求める早期執行の趣旨を損なうものではないと考えてございます。

次に、委託等に係る経費についてでございますが、

いずれの事業においても、事務コストの精査や抑制の努力は必要であると認識をいたしております。今回の予算案では、一定の事務費負担を伴う事業と、ほぼ職員人件費のみで対応可能な事業等が混在しておりますが、各取組の目的や市民の利便性等も踏まえ、それぞれ最適な実施手法を採用しているものでございます。

最後に、国の施策に対する考え方について、まずは担当より御答弁申し上げます。

重点支援地方交付金につきましては、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、各自治体が地域の実情に応じて実施する取組を支援する臨時の措置でございまして、継続性のある恒常的な政策ではないとの認識でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 続きまして、都市魅力部より御答弁申し上げます。

プレミアム付デジタル商品券の事務委託料の妥当性につきましては、昨今の物価等の高騰がこれまでの類似事業における社会的背景とは異なり、単純比較は困難でありますことから、同規模の紙の商品券事業を参考にしたものでございます。

なお、積算の詳細につきましては、今後の入札に影響を及ぼすおそれがありますことから、御答弁は差し控えますが、紙の商品券と比較して約6,000万円ほど低くなる見込みでございます。

また、成果指標といたしましては、当該商品券の利用件数や金額などの実績を設定する予定でございます。

次に、運営事業者につきましては、本事業を確実かつ円滑に実施できることを最優先事項とした上で、一般競争入札にて決定してまいります。

次に、利用可能店舗及び手数料につきましては、本事業目的の主眼が生活者支援でありますことから、原則、市内全店舗を対象とし、手数料につきましても過度な負担にならないよう運営事業者に求めてまいります。

次に、効果測定方法につきましては、当該商品券の利用件数や金額などの実績に加え、事業者や利用

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

者アンケートを活用してまいります。

次に、使用期限後の未利用分につきましては、運営事業者から本市に返金することとしております。

最後に、中小企業者の生産性向上に向けた補助金における生産性向上の定義につきましては、労働投入量から得られる成果が高まることとしております。

また、採択に係る評価項目につきましては、設備投資の内容は規模や業種によって異なり、画一的な設定はなじまないものと考えております。

おののの事業者が作成する計画を丁寧に精査し、事業活動における課題認識が明確であるか、また、業務の省力化や付加価値の増加を図る取組が、直接的に生産性向上に資するものであるかなどの観点から判断をしてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 続きまして、福祉部からお答えいたします。

高齢者への生活支援施策につきましては、国の重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業として、物価高騰に伴う高齢者世帯支援が示されていること、年金収入のみの世帯においては、物価高騰の影響を吸収することが難しい方が一定数おられること、ギフトカードがデジタルに不慣れな高齢者も確実に利用できる手段であることなどから選択したものでございます。

次に、高齢者に限らず、経済面を含めた生活状況は様々であることは承知をしておりますが、交付金の趣旨を踏まえ、可能な限り早期に支援ができるよう、65歳以上の高齢者全員を対象としたものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 今回の重点支援地方交付金は、あくまでも臨時の措置であり、残念ながら自治体政策の継続性を担保する制度でも予算額でもありません。ただ、このような一時的なカンフル剤とも言える予算手法を必ずしも否定をするものではありません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 9番 中西議員。

(9番中西議員登壇)

○9番 中西勇太議員 御答弁を頂きありがとうございます。いただいた御答弁を踏まえ、2回目の質問をいたします。

取って配る政策には限界があり、経済成長責任を持って実現する政策が必要だと改めて認識いたします。その上で、国民負担の軽減、減税の必要性を申し添えます。

今回、国会通過が12月16日という中で、年内の予算化と早期実施を求められる厳しい条件の下、本市として補正予算案の提案に至っていただいた点は評価し、感謝申し上げます。

一方で、御答弁を踏まえると、課題も明確です。プレミアム付デジタル商品券の使用開始が来年4月以降となるなど、迅速な支援とは言い難いこと、一般競争入札による運営で、外国企業のプラットフォーム活用等により、委託料が地域外へ流出する可能性があること、経済効果の測定が業者側に依存し、本市が主体的に管理しにくいこと、未利用分が市へ返金される方針は確認できた点は安堵いたしましたが、返金分の使途が不明確であること、以上です。

改めて質問いたします。

事業者選定が一般競争入札であるとしても、地域内循環に資するよう、価格だけでなく、提案内容を評価し、委託料が地域外に流れにくい評価基準を検討できないか、あわせて、原則、市内全店舗を対象とのことですが、小規模店、商店街等の利用を増やすための制度設計を検討できないか。

また、未利用分は運営事業者から市に返金とのことですですが、返金された未利用分は何に充当するのか。物価高対策としての単発施策にとどまれば、毎回同様の委託料が発生し、同じ課題が繰り返されます。将来的に持続的なデジタル地域通貨、ポイント等として活用し、事務コストを抑えつつ、地域内循環の基盤としていく考え方について検討状況を伺います。担当副市長にも御答弁をお願いします。

生活者支援の趣旨は理解しますが、事務費の肥大化を招く手法ではなく、市民の可処分所得を増やす手段も含めて検討いただきたい。その上で、地域内

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

循環に資する仕組みを市民、事業者と共に創し、必要な方に手厚く届く制度設計を求め、私の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 まずは都市魅力部より御答弁申し上げます。

プレミアム付デジタル商品券に係る事業者選定につきましては、事業を安定的かつ確実に遂行できる体制を有していることを重視しており、事業者の所在地等を評価基準に盛り込む予定はございません。

次に、小規模店舗等の利用を促すための制度設計につきましては、本事業の目的の主眼が、物価高騰に対する生活者支援でありますことから、参加店舗を制限する予定はございません。

次に、返金されました未利用分の充当先につきましては、現時点で使途を定めているものではございません。

最後に、デジタル地域通貨制度につきまして、まずは担当より御答弁申し上げます。

事務経費や運営体制、連携者間の費用負担割合、継続性などの課題がありますことから、具体的な検討には至っておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 ただいま担当から答弁いたしましたとおり、商業者と連携した恒常的なデジタル通貨制度の構築を前提として、具体的な検討を行っているものではありません。引き続き、物価高騰対策につきましては、国の交付金を活用し、機動的に実施することが重要であると考えており、まずはその取組を確実に行ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 以上で質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。本件については委員会付託を省略し、即決いたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

14番 川田議員。

（14番川田議員登壇）

○14番 川田 尚議員 議案第131号 令和7年度一般会計補正予算（第6号）について意見を申し述べます。

まず、本議案は、政府から措置される予算規模が不確実な中、かつ、限られた時間の中で、本市の政策を速やかにまとめられたことを評価いたします。担当所管の皆様の御努力に感謝します。

ただ、欲を言えば、本定例会において、可能な限り、より早い時点での議会への提案を求めたいと思いますので、今後も一層の御努力をお願いいたします。

さて、まずはプレミアム付デジタル商品券について、さきの質疑でも指摘させていただきましたが、今回の発行口数が30万口のことですが、行政が行う政策としては、細かな配慮が行き届かないものだと断じざるを得ません。同商品券は30万口の発行で、さらに1人当たり3口までであることから、市民全員へ行き渡らない可能性があることを否定できません。担当所管によりますと、本市と同規模の自治体が類似の事業を行った際の結果を総合的に勘案されたそうですが、それはあくまで結果です。我が会派がそこにこだわるのは、昨今、様々なメディア等で指摘される分断です。嫌な言い方ですが、持つ者と持たざる者です。ここでは、御高齢の方々と子育て世代の方々、それに、その両者にも当てはまらない方々です。

当然に御高齢の方々や、子育て世代へより重層的な支援が必要であることには何ら異論はありません。ただ、異論がないからといって、この両者に当てはまらない方々が、この政策を文字だけ見れば、このデジタル商品券を申し込んでも当たらない可能性があるのかなどと残念な思いをさせてはならないと考えます。

昨今、我が国は場面の違いはあれど、そういうた心の分断がややもすれば起きているんではないかと考えられることから、政党政治などは関係なく、より細やかな配慮や心配りが求められているのではないかでしょうか。物を言わない、声なき声にも耳を傾

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

けて欲しく思います。国全体のことは私には分かりませんが、少なくとも我が吹田市では、そのような小さな分断をも生じかねさせないような政策や制度には、より慎重な配慮や対処を求めます。

今回のプレミアム付デジタル商品券は、担当所管のお考えのとおり、結果としては30万口の発行が妥当であると信じたいですが、結果として、応募者全員が希望どおり、行き渡るからよいというわけではないことを御理解していただき、また、本事業をより多くの市民へ周知していただく広報の手段を御検討していただくことも併せて要望いたします。

続いて、高齢者へのギフトカードの送付について。

デジタルに比較的苦手意識のある方が多いとされる65歳以上の御高齢の方への配慮としては、今回の紙によるギフトカードの送付といった政策にはおおむね賛同します。ただし、必ずしも65歳ではなく、例えば75歳、いわゆる後期高齢者からを対象にするなど、行政として、今後は検討していく必要があると予想します。

寄り添うことは当然に必要ですが、寄り添い方の工夫も大切です。今回のような政府による政策は今後も続くと思われることから、御高齢の方へはこれを機会にデジタルへの対応を行政が一緒になって、今以上に寄り添うことを期待します。

さらに、意見を述べさせていただきますと、このギフトカードの政策と、先ほどのデジタル商品券ですが、担当の所管同士はどこまで連携できていたか疑問が残ります。所管である福祉部と都市魅力部は、それぞれの所管としては十分に仕事をされたと思いますが、今回の施策をつくり上げる際に、もう少しこの両部が連携できていれば、より広く市民へ行き渡る配慮として、公平性の面から質疑でも指摘いたしましたが、例えば、デジタル商品券の一次販売だけでも御高齢の方には御遠慮願うことも議論としてはできたと考えます。

とかく縦割りと言われる組織です。縦割りの全てが悪いとは思いませんが、今回のそれぞれの施策を俯瞰して見る立場である両副市長には、今後、特に一層の配慮を押していただくよう求めます。

また、先日の議会運営委員会でも市長御自身が言

われていましたが、これらの施策、最終判断は市長です。我が会派としては、市町の行き届いた配慮や寄り添い方の内容に注視してまいります。

一方で、中小企業の生産性向上に向けた設備投資への補助事業については期待します。本市は過去に類似の政策がありますので、改めてという面もありますが、私の周りでも評価していたとする声がありました。

先ほどの質疑のとおり、制度への周知の徹底が肝要であると考えますが、それ以外に、これを機会に対象業者へは、デジタル化などを通して、賃上げにつながる取組等を事業主の方に促してほしく思います。信念を持ってデジタル化に踏み出されない方もおられますが、中には踏み込みたいと考えているが、なかなか前へ進めない方にこそ、手を差し伸ばす取組を本事業には期待します。

先ほども述べましたが、今後もネット、デジタルを活用した、また、費用対効果などの面から活用せざるを得ない場面が多々訪れると思います。担当所管には期待していますので、本事業を立案しただけで終わることのないよう、よろしくお願ひいたします。

最後に、我が会派は、これらの施策では、単に全市民を対象にするから公平ではなく、より多くの市民に一步踏み込んでの理解や納得を得られるような取組で、公平性、機会の均等を進めていきたいと思っています。

そんな中、先日の報告では、政府から本市への交付限度額が示され、さらに6億7,000万円ほどが予算として活用できるとのことです。全市民がひとしく平等、公平というのは大原則ですが、より配慮すべき方への支援が必要であることは理解しています。

ただ、それには全ての世代の方がより納得できる細やかな配慮を、今後上程されるであろう追加策へ反映されることを要望します。

そのほか、小学校給食費の保護者負担の軽減策なども盛り込まれており、冒頭で申しましたとおり、限られた時間の中で、速やかかつ市民の多くが物価高対策に資する政策であると判断し、本議案には、我が会派として賛成とさせていただきます。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○矢野伸一郎議長 26番 澤田議員。

（26番澤田議員登壇）

○26番 澤田直己議員 議案第131号 令和7年度一般会計補正予算（第6号）について、会派を代表して意見をさせていただきます。

今回の重点支援地方交付金を活用した生産性向上に向けた補助事業については、まず、対象となる事業者に、この補助金は自分も対象になるのではないか、うちの会社でもお店でも使えそうだと関心を持ってもらう工夫が不可欠であると考えます。そのために、何が補助の対象となるのかについて、具体的な活用事例を示すことが重要です。

例えば、どのような設備投資や取組が生産性向上として想定されているのかを、業種別、事例別で事例ベースで示すことにより、事業者が自らの事業に置き換えて検討できるようにすることが有効であると考えます。

あわせて、事業内容が直感的に伝わり、補助制度そのものに興味を持つてもらえるようなキャッチーな事業名称の設定など、制度の入り口を分かりやすくする取組について、今後検討されることを要望いたします。

また、経営コンサルティング等の伴走支援については市の制度にとどまらず、国や府をはじめとする様々な支援制度の活用を後押しし、それらを組み合わせていく施策についても今後、検討されることを期待いたします。

さらに、当初見込みを大きく上回って交付されることとなった追加約6.7億円の有効活用については、今回の補正予算で対応し切れなかった支援の追加や既存施策への上乗せ支援など、よりきめ細かな市民・事業者支援につながるよう、引き続き早期に検討を提案されることを求めるべく、

本交付金は前年度と比べて大幅に拡充された国の補正予算を財源とするものであり、物価高騰への対応や地域経済の下支えに対する高市政権並びに自民・維新連立政権の強い政策的意志が反映されたものと受け止めています。

その結果、吹田市においても交付限度額が、昨年度の約6億円から約26.5億円と約4.4倍に増額され

ました。本補正予算は、物価高騰の影響を受ける市民生活や地域経済を支えるための極めて重要な財源であります。この貴重な財源を最大限に生かし、吹田市の実情に即した支援へと確実につなげていくことを強く期待し、以上、賛成の意見とさせていただきます。

○矢野伸一郎議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 議案第131号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第6号）について、吹田党・参政党議員団を代表して意見を述べます。

本補正予算は、国の強い経済を実現する総合経済対策を受け、重点支援地方交付金等を活用して、生活者事業者支援約19億8,000万円、子育て応援手当約14億2,000万円など、総額約34億円を超える予算措置を講じるものであります。私たちは、国政レベルにおいては、この補正予算案に国民規定の設計や構造的課題の解決という観点が不足していることから、反対の立場を取りました。

しかし、地方自治体としての責任を果たすため、本市が迅速に実施する今回の補正予算については、一定の評価をし、本議案には賛成の立場を表明した上で、意見を述べさせていただきます。

今回の補正予算に含まれる物価高対策が、単に配るだけの一時的な施策になっていないか、私たちはこの点を最も重視します。物価高が直撃する市民生活、とりわけ弱い立場の方々の暮らしを守ることは急務です。しかし、同時に、物価高そのものを一方的に悪と決めつけてしまうことは、日本が今、世界の中で置かれている現状を踏まえれば、誤ったメッセージとなりかねません。なぜ、ここまで物価高が問題となるのかという根本的な問い合わせはなりません。

高まり続ける税金と社会保障費により、国民負担率は約5割に達し、実質賃金が上がりず、経済成長が長期にわたり低迷してきた原因はどこにあるのか。責任を直視することなく、その場限りの一時的な経済支援、言わば取って配ることを繰り返すだけの政策を行っていては、結局は一時しのぎに終わり、本質的な問題解決にはつながりません。国の足かせと

なっているプライマリーバランス黒字化目標を外し、経済成長責任を持って実現する政策が必要です。身を切る改革ではなく、国民生活と経済が豊かになる身になる、身を肥やす改革を進めるためにも、消費税の廃止などをはじめとした国民負担の軽減が必要です。

それを成し得てこなかった国の失敗を、地方自治体が補うという構図が固定化され続ければ、本質的な解決にはつながりません。地方こそが、長期的持続可能なビジョンを持って政策の転換に踏み出すべきです。

何に感謝し、何を大切にするのか、市民の健康と豊かさ、日本全体の持続可能性を考えた政策を私たちは提起し続けます。

そこで、本補正予算における重大な課題と提言を改めて申し上げます。プレミアム付商品券の使用開始が来年4月以降となる点などからも、支援策の実施スピードには課題があります。市民の困窮は今の問題であり、即効性ある支援と制度設計の柔軟性が求められます。非常に多額の外部委託料、事務費等に加え、また、外部委託によるプラットフォーム運用が地域外への資金流出につながることは本来避けるべきものと考えます。本市の財源が地域経済に最大限還元される仕組みづくりが急務です。

事業効果が委託事業者任せになっている現状は改善の余地があります。本市が主体的に重要業績評価指標を設定し、住民に対して透明性ある説明責任を果たす体制が必要です。

そして、運営事業者から返金される見込みである未利用分の使途が決定されていないことなど、今回の事業が本当に市民生活向上、地方創生に貢献する事業であるのかを、事業の実施までに市民に示す必要性があることや必要な方へ厚く迅速に届けることができる仕組みが必要であることなどです。

本市の施策が単なる支出で終わらず、地域経済を支え、未来への投資となることを期待し、今回明らかとなつた課題を解決することができるよう、地域内循環の基盤づくりを行うなど、市民を守る自治体として、引き続き取り組んでいただけるよう要望いたします。

また、私たち自身も、国民の健康と豊かさを守る政治の姿勢を問い合わせ続ける立場を示した上で、本補正予算案には賛成いたします。

○矢野伸一郎議長 3番 五十川議員。

（3番五十川議員登壇）

○3番 五十川有香議員 議案第131号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第6号）について、市民と歩む議員の会を代表して、以下、意見を申し述べます。

物価高騰対策に係る追加された交付金の活用について。

国は複数の分野における推奨メニューを提示しております。さらには、地方公共団体が上記のその推奨事業メニューよりもさらに効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能であったり、地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費を含めた契約単価の引上げなど、価格転嫁の円滑化のための活用も可能とされていました。

市の役割としての吹田市の御認識も御答弁からは、地域の実情に応じた必要な事業のためにとのことでした。

しかし、今回御提案されている内容を見ますと、事業の荒い洗い出しを一律にはされておらず、それぞれの部署に任せられており、過去に実施された施策と同様のものがほとんどでした。なお、示された議案参考資料も、一部の事業では、さきの議会で提案されたときと同じ内容となつていて、考えるといまがなかつたとしてもさすがに驚きました。

まず、全世代向けの食料品特別加算分として提案されているプレミアム付デジタル商品券事業について、高齢者に限らずデジタル操作が苦手な方や、5,000円を支払って購入すること自体が難しい方にとっては、今回のサービスを利用することが簡単ではない、利用できないといった状況は避けられません。御答弁の中で示された、過去に実施された同様の事業の実績からも、若い世代は一般的にデジタルに強いとされている一方で、実際の利用率は必ずしも高くありませんでした。むしろ高齢者世代よりも

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

低かったという実態が明らかになっています。

このような点を踏まえると、今回の施策が本当に全ての世代にとって利用しやすく、行き届いた支援となっているのかについては、なお検討の余地があるのではないかと感じます。

ちなみに、プレミアム付商品券事業自体は実施されている市はほかにもありますが、例えば、お隣の茨木市では、商品券の紙の発行になりますけれども、2,500円支払いで5,000円分にして、高齢者の方は通常3口までを4口まで購入可能として、当該事業において、世代による差を出すことで補完しようと工夫された内容でした。

他の事業につきましても、例えば、同等中核市の高槻市では、地域公共交通事業に対する支援や、地域で子供食堂等をされている福祉委員会の方々への活動補助金の増額などを実施されます。

吹田市に置き換えてみても、市内においてバス利用者が多い状況や、補助金で様々な事業を実施されている方々の物価高騰への支援など、このような対応も十分に検討できたのではないかと思います。

小学校給食費の無償化については、それ自体は一定必要な支援であると思いますが、推奨事業メニューに掲げられているような子供食堂への補助金の上乗せなど、子供の支援、食育の観点などを考えた、より効果的な手法も提案できたことでしょう。

さらには、全世代向けとして、こちらから提案をいたしました水道の基本料金の減免については、地方公営企業の独立採算制を理由に検討されていない旨、御答弁がありましたが、料金の一時的な減免は、国の交付金を財源とする臨時の措置であることから、地方公営企業の独立採算制に実質的な影響を与えるものではないからこそ、国の推奨事業にも入っています。また、市民による申請手続を要せず、主な経費もシステム改修などの一時的な対応にとどまるため、行政、市民、双方の負担が比較的少ないことです。であるから、他市も今回、採用されているところが多いのではないかと思います。

地方公営企業の独立採算制の理念は、この減免制度を実施している他市も同様にあることから、それのみを理由として、効率的な生活支援となる臨時

的、緊急的な政策が実行できないというお考えは市民の意思を踏まえて、改めて御認識を変えていただきたいと思います。

市長は、公務として地域の様々な行事やイベントに参加され、市民の皆さんと直接言葉を交わす機会も多くお持ちだと思います。また、行政の方々は、市役所の各窓口などを通じて、日々の暮らしの中での困り事や、地域ごとの実情にも触れておられることでしょう。改めて、地方自治法では、地方自治体は住民の福祉の向上を目的とし、地域の実情に応じた行政を行うことが基本とされています。

今回の物価高騰対策について、吹田市において、結果的に全市民へ還元できる政策は何か。支援を真に必要としている人は誰なのか。国のメニューはあくまで参考としても、吹田市長の市民との対話から感じた思い入れのある政策や、吹田市民から、それぞれの部署が声を聞いて、それをボトムアップして提案するという風通しのよい組織となっていたら、この約19.8億の国費を活用し、また違った事業メニューが提案できたのではないかと思うと、正直、当該の議案に賛成をしていいものか判断に悩ましいところもあります。

しかしながら、国から速やかに予算化することを求められていることなどから、時限的に賛成といたしますが、12月17日付にて行政経営部より議員通知がありました国からの内示額では、吹田市は約26.4億と示されました。国の交付金の上振れ分約6.7億円や、今後も続くであろう物価高騰対策などについては、現場から寄せられる声や、市長が市民の皆さんと触れ合う中で感じられている思いを大切にし、地域の実情に合った、分かりやすく実感できる政策の実現に向けて、引き続御尽力いただき、今議会での指摘等を十分に踏まえた提案となることを期待いたしまして、賛成の意見といたします。

○矢野伸一郎議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 参政党の久保直子です。

議案第131号 令和7年度一般会計補正予算（第6号）に対し、賛成の立場で討論いたします。

本市では、これまで非課税世帯を中心とした物価

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

高騰支援施策や子育て支援施策であっても、食所得制限があり、全ての子育て世帯に経済支援がなされることはなく、中間層の市民や若者などの貧困化や全市民の暮らしに目を向けた経済支援施策がなされてきました。

しかし、今回の補正予算の内容や、市長部局への質疑を通した答弁からは、これまで支援策が投じられてこなかった中間層の市民の暮らしに課題意識を持っているという明確な意志やメッセージを感じ取ることはできませんでした。

本来は全市民に還元されるべき予算が委託業者や事務費に流れ、最大限に有効に活用する意思があるとは言い難いものになっています。今後に向けては、その予算が適正であったのか検証していただきたいと思います。

また、質問でも述べましたが、予算は自治体の意思だと考えています。参政党は減税と積極財政で内需を拡大し、国民が安心して暮らせる日本を取り戻そうということに力を入れる政策を掲げています。そして、一般の市民の手元に残るお金増やすことが第一だと考えています。

他市の事例にそれに基づく政策として、下水道料金を2か月分全額無料化する自治体や水道料金の基本料金を3か月もしくは6か月無償化する自治体もあります。この施策は最初から徴収しないわけですから、無駄な予算や手間もかからず、多額の委託料もかからない政策です。

また、全市民に4,000円もしくは5,000円を、世帯ごとに口座振り込みする自治体もあります。使い道を枠にはめず、市民に委ねることで経済効果が上がり、なおかつ事務手数料を必要最小限にとどめる口座振込にしている点も評価できます。

国の全ての子供に一人2万円支給されるという子育て応援手当14.2億円は、一過性ではありますが、所得制限なく支給されることは評価できるものの、約8,000万の事務費や委託料がかかり、支給のために手間も予算もかかるという点が否めません。

しかし、事務手数料を必要最小限にとどめる口座振込にしている点は同じく評価できます。

以上のように、補正予算は、市民に公平に分配さ

れるものに限定するか、あるいは特定の政策に大胆に予算を投じて、これまでの本市の足かせを外せる政策に重点的に予算を配分していただくことを望みます。

緊急性が高く、早急な予算執行したいという意思は感じられるものの、場当たり的に対処していないか、市民の理解と支持があるのか、改めて問い合わせるべきだと思います。

全市民が求めていることは、安心して子供を育てられること、安心して暮らすこと、地域の経済を豊かにすることなどを市民は望んでおられると思います。

市民の素朴な願いをかなえるための明確なグランドデザインを示し、次世代に希望を残すのが我々の責任だと考えています。

例えば、本市の未来を支える子育て支援施策や、子供にとって最も大事な教育行政に十分な予算をかけるべきです。同様に、高齢者をはじめ、全市民が生き生きと暮らせるための福祉施策、吹田市の経済産業を支える施策に、市長には、このような市民の願いをかなえる自治体の意思を示す予算を組んでいただきたいと考えます。

残念ながら、今回の補正予算は、そのような意思を十分に感じ取ることはできませんでしたが、時間的な制約もあったことを踏まえれば、今回についてはやむを得ないところもあったのかと思います。ぜひ今後の予算には、本市の意思と哲学を明確に反映させていただこうと強く希望し、今回の補正予算に対する賛成討論とさせていただきます。

○矢野伸一郎議長 以上で討論を終わり、議案第131号を採決いたします。

本件について、原案どおり承認いたしました異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第131号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程30 市会議案第23号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。7番 石川議員。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

（7番石川議員登壇）

○7番 石川 勝議員 ただいま上程されました市会議案第23号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第23号は、政府及び国会に対し、日本国國章損壊罪の新設を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきましてよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 日本共産党吹田市会議員団を代表いたしまして、市会議案第23号について、反対意見を述べます。

本意見書案は、政府及び国会に対し、刑法を改正して、日本国國章損壊罪を新設するよう求めるものであります。刑法では、器物損壊等罪として、他人の物を損壊し、または傷害した者は、3年以下の拘束刑または30万以下の罰金もしくは過料に処すると規定をしています。このように、他人の物を故意に損壊等すれば、法にのっとり、場合によっては厳正に処罰されます。

しかるに、意見書案では、侮辱的有意思を持って日本国旗が損壊等される事例が残念ながら発生しているとしておりますが、具体的に公共の場等で国旗が損壊等される事例は示されておりません。本市においても、提案者が確認をされたように、多数ある公共施設等の国旗について損壊等の発生は皆無であり、立法事実そのものが成り立ちません。

仮に、今後損壊等があれば、現行法の適用で事足り、そもそも何が問題なのか全く理解できません。

1999年に制定をされた国旗及び国歌に関する法律について、時の内閣総理大臣は、法制化は、国旗と国歌に関し、国民の皆様方に新たな義務を課すものではありませんと明確に述べています。意見書案は

侮辱的な意思を持ってと勝手に決めつけて、国民の内心にまで踏み込み、犯罪者に仕立てようとするもので、まさに戦前の暗黒政治をほうふつとさせます。意見書案にある国家の尊厳等を守るために、国家権力が国民の内心に踏み込み、刑罰を科すことは憲法第19条の思想及び良心の自由は、これを侵してはならないという規定や、同21条の集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障するなどの規定を大きくじゅうりんし、憲法違反との批判を免れることはできません。

同時に、様々な政治信条を持つ国民の間に分断を持ち込むことになり、多種多様な意見を尊重するという民主主義の原則からも絶対に認められません。

今年は戦後80年の大きな節目となりました。日本国民の二度と戦争の過ちを繰り返してはならないとの決意が現憲法に国民主権、恒久平和、基本的人権、議会制民主主義地方自治等としてうたわれています。今、求められているのは、これら憲法の精神が、日本社会と国民の暮らしにしっかりと生きる政治であります。世界の情勢は大きく変化し、問題も多くあります。今までに増して国地域を越えた対話による協働と連帯が必要であり、偏狭な民族主義や排外主義では解決できません。そのことは80年前の戦争が証明をしています。意見書案は時代錯誤と言わなければなりません。

以上、述べたように、根拠となる立法事実も示されず、憲法に反する内容の法制化を求める本案に同意することはできません。

以上。

○矢野伸一郎議長 以上で討論を終わり、市会議案第23号を採決いたします。

本件について、原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、市会議案第23号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 以上で日程は終了いたしました。

閉会に先立ち、市長の挨拶を受けることにいたします。市長。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 11月定例会の閉会に際しまして御挨拶を申し上げます。

今回御提案をいたしました諸議案につきましては、本日追加提案をさせていただきました議案も含め、原案どおり御可決をいただきました。ありがとうございました。御審議の中でいただきました御意見、御指摘につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。

結びに、議員各位におかれましては、年末年始にかけまして御多忙な日々が続くと存じますが、御健勝にて新年をお迎えされますことをお祈り申し上げまして、閉会に際しての御挨拶をさせていただきます。どうもありがとうございました。

○矢野伸一郎議長 11月定例会を閉じるに当たり、私からも一言お礼を申し上げます。

去る11月26日より、連日にわたり熱心に御審議をいただき、また、議会運営にも御協力を賜り、本日閉会の運びに至りました。ここに厚く御礼を申し上げます。

今年も残すところ僅かとなりました。理事者各位におかれましては、長引く物価高騰が市民生活に重大な影響を及ぼしている状況を踏まえ、本日議決した予算に基づく事業について、迅速かつ的確に実施していただきますよう、お願い申し上げます。

結びに、皆様におかれましてはよき新年をお迎えになられますよう、心からお祈りを申し上げます。

以上をもちまして本日の会議を閉じるとともに、11月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午後2時14分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	矢野伸一郎	
吹田市議会議員	後藤恭平	
吹田市議会議員	玉井美樹子	
吹田市議会議員	後藤久美子	